

事 務 連 絡
令和2年 4月13日

一般社団法人
全日本駐車協会 殿

国土交通省
都市局 街路交通施設課

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。貴法人におかれては、下記についての周知等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

○出勤者7割削減を実現するための取組の更なる推進について（依頼）

最低7割、極力8割という接触削減の実現に向けた在宅勤務（テレワーク）の更なる推進については、先日4月12日に協力依頼をさせていただいたところですが、この度、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、7都府県における全ての事業者に対する出勤者7割削減の取組の協力依頼に加え、7都府県以外の事業者に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただきたい旨、協力依頼がありました。

また、あわせて、基本的対処方針において、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」についても、「三つの密」を避けるための取組など十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただきたい旨、周知依頼がありました。

つきましては、出勤者7割削減の目標に向け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等を踏まえ、7都府県以外の事業者におかれても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、ご協力をお願いいたします。

なお、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、オフィスでの業務に関する出勤者の削減に関する取組に加え、オフィス以外での業務についても、十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、業務継続計画等を踏まえつつ、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、ご協力をお願いいたします。

（別添）

- ・出勤者7割削減を実現するための要請について（令和2年4月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）
- ・所管事業者等における出勤者7割削減を実現するための取組の更なる推進について（依頼）（令和2年4月13日付大臣官房危機管理官事務連絡）